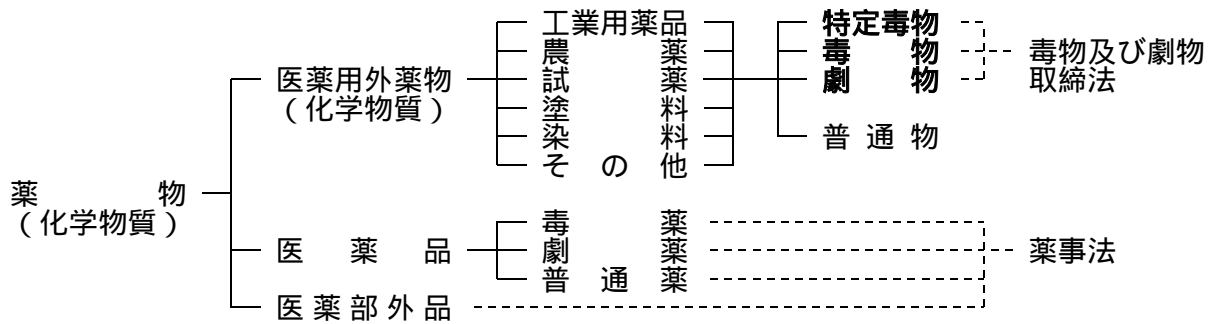


毒物劇物取扱いの手引き

平成20年 3月

長崎県福祉保健部薬務行政室

毒物劇物とは



毒物劇物の取扱者（毒物及び劇物取締法の規制を受ける者）

毒物劇物 営業者	毒物劇物製造業者	毒物劇物を製造する者
	毒物劇物輸入業者	毒物劇物を輸入する者
	毒物劇物販売業者	毒物劇物を販売する者
毒物劇物 業務上 取扱者	要届出取扱者 (法22条1項)	シアン化ナトリウム又は無機シアン化合物及びこれを含む製剤を使用する電気めっき業 シアン化ナトリウム又は無機シアン化合物及びこれを含む製剤を使用する金属熱処理業 政令で定める毒物劇物の運送業 シアン化ナトリウム又は砒素化合物及びこれを含む製剤を取り扱うしるありの防除業 『しるありの防除を行う業』とは、専業の事業でなくとも建築事業者等がその事業の一環として自ら行う場合も含まれる(通知)。
	非届出取扱者 (法22条5項)	毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び要届出業務上取扱者以外の者であって厚生労働省令で定める毒物劇物(規則改正によりすべての毒物劇物が対象)を業務上取扱う者。例えば、工場、農業、研究所、学校等が該当する。
特定毒物 取扱者	特定毒物研究者 (法3条の2)	学術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用する者。
	特定毒物使用者 (法3条の2)	特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者。～ 四アルキル鉛製剤(令1条)、モノフルオール酢酸塩類製剤(令11条)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト製剤(令16条)、モノフルオール酢酸アミド製剤(令22条)、燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含む製剤(令28条)

毒物劇物の取扱者の登録、許可、更新等

営業者	毒物劇物製造業・輸入業者	登録	厚生労働大臣	〔更新〕5年ごとに登録更新
	製造業・輸入業(製剤製造輸入)	登録	都道府県知事	
	毒物劇物販売業者	登録	都道府県知事又は政令市長	〔更新〕6年ごとに登録更新
要届出毒物劇物業務上取扱者		届出	都道府県知事	〔届出〕業務開始30日以内
特定	特定毒物研究者	許可	都道府県知事	* 法第6条の2、第23条の3他
	特定毒物使用者	指定	都道府県知事	* 法第3条の2第3項関連政令

登録、届出、許可又は指定に関する内容の変更又は廃止に際しては届出が必要。

毒物劇物販売業の規制

1. 販売業の種類（法第4条の2、法第4条の3）

毒物劇物販売業には次の3種類があり、取扱品目及び毒物劇物取扱責任者の資格が異なる。

一般販売業...全ての毒物劇物が販売できる。

農業用品目販売業...農業用品目として指定された毒物劇物が販売できる。

特定品目販売業...特定品目として指定された毒物劇物が販売できる。

2. 登録の基準（法第5条、規則第4条の4）

毒物劇物販売業者は次の基準を満足することが必要である。

(1) 貯蔵設備

毒物又は劇物とその他の物とを区分して貯蔵できるものであること。

毒物又は劇物を貯蔵するタンク、ドラムかん、その他の容器は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。

貯水池その他容器を用いないで毒物又は劇物を貯蔵する設備は、毒物又は劇物が飛散し、地下にしみ込み、又は流れ出るおそれがないものであること。

毒物又は劇物を貯蔵する場所に「かぎ」をかける設備があること。ただし、その場所が性質上「かぎ」をかけることができないものであるときは、この限りでない。

毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上「かぎ」をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくが設けてあること。

(2) 陳列場所

毒物又は劇物とその他の物を区分して陳列できるものであること。

「かぎ」をかける設備があること。

(3) 運搬用具

毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれがないものであること。

毒物又は劇物を直接取扱わない販売業

毒物又は劇物を直接取扱わない販売業にあっては、上記(1)の貯蔵設備及び下記4に示す毒物劇物取扱責任者の設置は不要である。ただし、毒物劇物販売業の登録は必要。

3. 表示（法第12条）

(1) 貯蔵・陳列する場所の表示（法第12条第3項）

毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

(2) 毒物又は劇物の容器及び被包の表示（法第12条第1項、第2項）

「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字

毒物又は劇物の名称

毒物又は劇物の成分及び含量

厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称

毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項（製造業者又は輸入業者の住所・氏名等（規則第11条の6））

(3) 毒物劇物販売業者が零売するときの表示

上記(2)の～の事項の他に次の事項を表示しなければならない。

販売者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

毒物劇物取扱責任者の氏名

4. 毒物劇物取扱責任者の設置（法第7条、第8条）

毒物劇物販売業者は、店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物又は劇物によ

る保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。

ただし、毒物劇物営業者が毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業のうち二以上を併せ営む場合、その製造所、営業所又は店舗が互に隣接しているとき、又は同一店舗において毒物又は劇物の販売業を二以上併せて営む場合には、毒物劇物取扱責任者は兼務できる。

(1) 毒物劇物取扱責任者の業務（昭和50年7月31日付薬発第668号・厚生省薬務局長通知）

- 従業員の指導監督
- 盗難、紛失等の防止に関する措置
- 毒物劇物とその他の物との保管貯蔵における区分
- 敷地外への飛散、流出等の防止措置
- 運搬時の飛散、流出等に対する防止措置
- 毒物及び指定劇物についての飲食物容器の使用禁止
- 容器、被包の表示確認
- 貯蔵設備及び陳列場所の表示確認
- 毒物劇物の着色について必要な着色が施されていることの確認
- 譲渡手続きの履行、譲受書及び譲渡書の保存（5年）
- 廃棄に関する技術上の基準の適合状況点検
- 事故時の措置等
 - ・ 応急措置に必要な設備器材等の配備、点検、管理
 - ・ 事故処理体制の整備、調整
- その他保健衛生上の危害防止に関すること。

(2) 毒物劇物取扱責任者の資格（法第8条第1項）

資 格	営 業 種 別	製造業	販 売 業			業務上 取扱者
		輸入業	一 般	農 業 用	特 定	
薬 剤 師						
高等学校以上の学校で、応用化学に関する学 課を修了した者 ²						
一般毒物劇物取扱者試験に合格した者						
農業用品目毒物劇物取扱者試験に合格した者			×		×	×
特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者			×	×		×

1 . : 資格あり × : 資格なし : 取扱い可能な制限品目の輸入業のみ資格あり

2 . 「高等学校以上の学校で、応用化学に関する学課を修了した者」の判断は、厚生省薬務局長通知『毒物劇物取扱責任者の資格に関する疑義について』（昭和46年3月8日付薬発第216号）に基づき行う。

5 . 譲渡手続（法第14条）

(1) 譲受書

毒物劇物販売業者は、譲受人から次の事項を記載し、押印した書面（譲受書）の提供を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはならない。

なお、譲受にあたっては、身分証明書等により譲受人の身元について十分確認を行った上で、毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。

毒物又は劇物の名称及び数量

販売又は授与の年月日

譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 譲渡書

毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者（製造業者、輸入業者、販売業者）に販売し、又は授与したときは、その都度、上記(1)の ~ の事項を書面（譲渡書）に記しておかなければならない。

(3)譲受書、譲渡書の保存義務

上記(1)及び(2)の書面は、販売又は授与の日から5年間保存しなければならない。

6. 交付の制限

(1)毒物劇物の交付制限（法第15条第1項）

毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。

年齢18歳未満の者

心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(2)引火性、発火性又は爆発性のある毒物劇物の交付制限

ア. 氏名及び住所の確認（法第15条第2項、規則第12条の2の6）

毒物劇物販売業者は、引火性、発火性又は爆発性のある毒物劇物については、相手の氏名及び住所並びにこれらの毒物劇物を必要とする正当な理由を確認した後でなければ交付してはならない（氏名及び住所の確認は身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等の提示を受けて行うこと）

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物（法第3条の4、令第32条の3）
亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（亜塩素酸ナトリウム30%以上を含有するのみに限る）
塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類35%以上を含有するのみに限る）
ナトリウム ビクリン酸

イ. 確認事項の記録（確認簿）（法第15条第3項、規則第12条の3）

毒物劇物販売業者は、「爆発性等のある毒物劇物」を交付する場合は、帳簿（確認簿）を備え、次の事項を確認簿に記載しなければならない。

交付した劇物の名称

交付の年月日

交付を受けた者の氏名及び住所

ウ. 確認簿の保存義務（法第15条第4項）

最終記載の日から5年間保存しなければならない。

7. 情報の提供（令第40条の9）

毒物又は劇物を販売し、又は授与する場合は、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。

(1)提供方法（規則第13条の10）

日本語で書かれた文書の交付によること。ただし、譲受人が承諾した場合、他の方法（磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信等）により提供してもよい。

(2)情報内容（規則第13条の11）

授与者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

毒物又は劇物の別

名称並びに成分及びその含量

応急措置

火災時の措置

漏出時の措置

取扱い及び保管上の注意

暴露の防止及び保護のための措置

物理的及び化学的性質

安定性及び反応性

毒性に関する情報

廃棄上の注意

輸送上の注意

8. 毒物劇物の取扱（法第11条）

(1) 盗難、紛失防止措置（法第11条第1項）

毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐ措置を講じなければならない。

法第11条第1項に定める措置として次の措置が講じられること。

(1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区別された毒劇物専用のものとし、かぎをかける施設等のある堅固な施設とすること。

(2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
(昭和52年3月26日付薬発第313号・厚生省薬務局長通知)

(2) 施設外への飛散、流失等防止措置（法第11条第2項、令第38条）

毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含む物であって政令で定めるものが営業所等の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

(3) 運搬する場合の飛散、流失等防止措置（法第11条第3項）

営業所等の外において毒物若しくは劇物又は法第11条第2項の政令（令第38条）で定める物を運搬する場合には、飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

(4) 飲食物容器の使用禁止（法第11条第4項、規則第11条の4）

すべての毒物又は劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

9. 飛散・流失等の事故時の措置（法第16条の2第1項）

毒物若しくは劇物又は法第11条第2項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、応急の措置を講じなければならない。

10. 盗難・紛失の際の措置（法第16条の2第2項）

毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

11. 運搬基準（法第16条第1項、令第40条の2～第40条の7、関連規則） 【全般】

毒物又は劇物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

(1) 容器又は被包の使用（令第40条の3第2項）

毒物（四アルキル鉛製剤を除く）又は劇物を車両又は鉄道によって運搬する場合には、次の基準に適合しなければならない。

容器又は被包に収納されていること。

蓋をし、弁を閉じる等の方法により、容器又は被包が密閉されていること。

1回に1,000kg以上運搬する場合は、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていること。

(2) 積載の態様（令第40条の4第3項）

毒物（四アルキル鉛製剤並びに弗化水素及びこれを含む製剤（70%以上を含むものに限る）を除く）又は劇物を車両又は鉄道によって運搬する場合には、その積載の態様は、次の基準に適合するものでなければならない。

容器又は被包が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。

積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、積載容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅をこえないように積載されていること。

(3) 荷送人の通知義務（令第40条の6）

1回の運送量が1,000kgをこえ、他に委託して車両又は鉄道で運搬する場合は、荷送人は

運送人に対し、あらかじめ、毒物又は劇物の名称、成分、含量及び数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を交付しなければならない。

(4) 1回の運搬量が5,000kg以上のときの運搬方法（令第40条の5第2項）

政令別表第2に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して1回につき5,000kg以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の基準に適合するものでなければならない。

厚生労働省令で定める時間をこえて運送する場合は、交替運転手を同乗させること。

厚生労働省令で定める標識の掲示。

事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具を2人以上備えること。

運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急措置の内容を記載した書面を備えること。

(5) 政令で運搬基準が細かく定められている毒物（令第40条の2、3、4、5、7）

以下の毒物は、容器、被包、積載態様及び運搬方法等が政令で細かく規定されている。

四アルキル鉛を含有する製剤

無機シアン化合物たる毒物

弗化水素又はこれを含有する製剤（70%以上を含有するものに限る）

12. 廃棄基準（法第15条の2、令第40条） 【全般】

毒物又は劇物は、政令で定める廃棄に関する技術上の基準に従って、廃棄しなければならない。

ただし、一般には保健衛生上の危害防止及び環境汚染防止の観点から、個人での廃棄は困難であるので、専門の処理業者等へ委託するなどの対策が必要である。

13. 立入検査等に対する応需義務（法第17条）

毒物劇物販売業者は、毒物劇物監視員の立入検査等に応じ、当局から報告を求められた場合などには、これに応じなければならない。

毒物劇物業務上取扱者に対する規制

届出	対象業務上取扱者	準用規定による規制						
要届出	<p>シアン化ナトリウム又は無機シアン化合物たる毒物及び含有製剤を使用する電気めっき業者 シアン化ナトリウム又は無機シアン化合物たる毒物及び含有製剤を使用する金属熱処理業者 最大積載量が5000kg以上の自動車若しくは被牽引自動車に固定された容器を用い、又は内容量が厚生労働省令で定める量以上の容器を大型自動車に積載して、シアン化ナトリウム又は政令別表第2に掲げる物を運搬する運送業者 厚生労働省令で定める量（規則第13条の12）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">毒物劇物</th> <th style="text-align: center;">量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">四アルキル鉛を含有する製剤</td> <td style="text-align: center;">200^g</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">政令別表第2に掲げる毒物劇物</td> <td style="text-align: center;">1000^g</td> </tr> </tbody> </table> <p>シアン化ナトリウム又は砒素化合物たる毒物及び含有製剤を取り扱うしるありの防除業者（専業の事業でなくとも建築事業者等がその事業の一環として自ら行う場合を含む）</p> <p style="text-align: center;">（法第22条第1項、令第41条・42条）</p>	毒物劇物	量	四アルキル鉛を含有する製剤	200 ^g	政令別表第2に掲げる毒物劇物	1000 ^g	<p>(1)第7条：毒物劇物取扱責任者の設置 (2)第8条：毒物劇物取扱責任者の資格 (3)第11条：毒物又は劇物の取扱 (4)第12条第1項及び第3項：毒物又は劇物の表示 (5)第15条の3：回収等の命令 (6)第16条の2：事故及び盗難・紛失の際の措置 (7)第17条：立入検査等 (8)第19条第3項：登録の取消等 （法第22条第4項による準用規定）</p> <p>注1.第19条第3項との関連で第20条の聴聞規定が準用される。 注2.第15条の2（廃棄）及び第16条（運搬等）についての技術上の基準等）も適用される。 注3.新たに要届出業務上取扱者に指定された砒素化合物等を取り扱うしるあり防除業者における毒物劇物取扱責任者の設置については、平成12年1月29日までに平成11年11月1日に当該事業場においてその製剤の保健衛生上の危害防止に当たっている者に関する氏名及び改正省令附則第3項に掲げる事項を知事に届け出た者は、当分の間、当該事業場における毒物劇物取扱責任者となることができる。</p>
毒物劇物	量							
四アルキル鉛を含有する製剤	200 ^g							
政令別表第2に掲げる毒物劇物	1000 ^g							
届出不要	<p>毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び届出が必要な業務上取扱者以外の者であって厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うもの （法第22条第5項） 厚生労働省令で定める毒物又は劇物（規則第18条の2）...すべての毒物及び劇物 （11.11.1改正）すべての毒物又は劇物を取り扱う届出不要業務上取扱者が準用規定適用対象と対象となった。</p>	<p>(1)第11条：毒物又は劇物の取扱 (2)第12条第1項及び第3項：毒物又は劇物の表示 (3)第16条の2：事故及び盗難・紛失の際の措置 (4)第17条：立入検査等 （法第22条第5項による準用規定）</p> <p>注1.第15条の2（廃棄）及び第16条（運搬等）についての技術上の基準等）も適用される。</p>						

要届出業務上取扱者の届出事項（法第22条第1項）〔取扱うこととなった日から30日以内〕
氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事業所の所在地）
取り扱う毒物又は劇物の品目
事業場の名称及び所在地

興奮、幻覚、麻酔の作用を有する毒物劇物の摂取等の規制

興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物（これらを含む物を含む。）であって政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。
（法第3条の3）

1. 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物で政令で定めるもの（令第32条の2）
トルエン
酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
（注）シンナー、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用充てん料は、酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有していても、そのものは劇物でなく、これを製造し、販売することは、適正な目的をもって行う限り規制を受けない（単体のみ劇物指定）。

2. 販売、授与の制限に対する罰則（法第24条の2第1項）
みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持することの情を知って第3条の3に規定する政令で定める物を販売し、又は授与した者は、2年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
（注）シンナー等の有機溶剤を販売、授与する場合は、相手の年齢、挙動等に細心の注意を払い、不正に乱用されることがないように注意する。

申請書類等〔 添付書類については省略できる場合があるので申請等の際相談必要〕

1. **毒物劇物販売業登録申請**（法第4条第1項、第3項、規則第2条）
毒物劇物販売業登録申請書（規則別記第2号様式）
申請人が法人の場合は、定款若しくは寄附行為又は登記簿の謄本
附近の見取図
店舗の平面図
施設の概要図
長崎県及び長崎市は収入証紙、佐世保市は現金（14,700円）
2. **毒物劇物取扱責任者設置届**（法第7条、規則第5条第1項、第2項）【30日以内】
毒物劇物取扱責任者設置届（規則別記第8号様式）
取扱責任者の資格を証する書類又はその写し（薬剤師免許証、合格証など）
医師の診断書（法第8条第2項第2号及び第3号に該当しない）
取扱責任者の宣誓書（法第8条第2項第4号に該当しない）
取扱責任者を雇用する場合、雇用契約書の写し又は雇用証明書
3. **毒物劇物販売業登録更新申請**（法第4条第4項、規則第4条第2項）【期末1か月前までに】
毒物劇物販売業登録更新申請書（規則別記第5号様式）
登録票
長崎県及び長崎市は収入証紙、佐世保市は現金（6,400円）
1. 登録更新事務は、年2回（7月1日付及び12月31日付）で実施。
2. の登録票を紛失のため添付できない場合は、再交付申請必要。
4. **変更届**（法第10条第1項、規則第10条の2、第11条）【30日以内】
変更届（規則別記第11号様式の(1)）
設備の変更の場合は、変更前・変更後の設備の概要図
5. **毒物劇物取扱責任者変更届**（法第7条、規則第5条第3項）【30日以内】
毒物劇物取扱責任者変更届（規則別記第9号様式）
その他の添付書類：『毒物劇物取扱責任者設置届』の ~ の添付書類と同じ
6. **登録票書換え交付申請**（令第35条、規則第11条の2）
登録票書換え交付申請書（規則別記第12号様式）
現在受けている登録票
住居表示法による所在地、住所の変更の場合は、市町村長の発行する証明
長崎県及び長崎市は収入証紙、佐世保市は現金（2,400円）
7. **登録票再交付申請**（令第36条、規則第11条の3）
登録票再交付申請書（規則別記第13号様式）
破れ又は汚れた登録票
長崎県及び長崎市は収入証紙、佐世保市は現金（4,000円）
8. **廃止届**（法第10条第1項、規則第10条の2、第11条）【30日以内】
廃止届（規則別記第11号様式の(2)）
登録票（紛失のため添付できない場合は、紛失届）

【見本1】譲受書の見本例

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	
	容量数量	
販売又は授与年月日		
譲受人	氏名	㊟
	職業	
	住所	
備考		

【見本2】確認簿の見本例

確 認 簿								
交付年月日	品名	数量	使用目的	氏名	年齢	住所	職業	確認方法

【見本3】毒物劇物取扱自己点検表の見本例

毒物劇物取扱自己点検表								
区分	番号	内 容		
登 録	1	登録期限 (法4条)						
	2	制限品目の販売 (法4条の3)						
	3	変更届の提出 (法10条)						
貯設 備 蔵等	1	他の物との区分 (法5条)						
	2	飛散等のおそれのない構造 (法5条)						
	3	かぎ又はさくの設置 (法5条)						
	4	設備変更の届出 (法10条)						
取 扱	1	盗難・紛失の予防措置 (法11条)						
	2	事業場外への飛散等の予防措置 (法11条)						
	3	飲食物容器の使用 (法11条)						
	4	その他の取扱い (法11条)						
運 搬	1	荷送人の通知義務(1t以上の場合) (法16条)						
	2	運搬基準の遵守 (法16条)						
	3	運搬時の予防措置 (法16条)						
廃棄	1	適正な廃棄 (法15条の2)						
表 示 等	1	容器被包の表示 (法12条)						
	2	貯蔵・陳列場所の表示 (法12条)						
	3	着色・品質基準の遵守 (法13条)						
譲交 渡付	1	書面の記載 (法14条)						
	2	適正な交付 (法15条)						
	3	特定毒物の譲渡 (法3条の2)						
	4	書面の保存 (法14条、15条)						
事 故	1	届出義務の熟知 (法16条の2)						
	2	事故に対する管理組織体制の確立 (法16条の2)						
	3	危害防止のための措置 (法16条の2)						
	4	過去1年間の事故の有無 (法16条の2)						
取 責 任 扱 者	1	取扱責任者の勤務状態 (法7条)						
	2	取扱責任者の権限 (法7条)						
	3	取扱責任者の変更届 (法7条)						
そ の 他								

別記第 2 号様式（第 2 条関係）

一 般 販 売 業
 毒物劇物 農業用品目販売業 登録申請書
 特定品目販売業

所在地 店舗の及び 名称	
備 考	

一 般 販 売 業
 上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録を申請します。
 特定品目販売業

平成 年 月 日

住 所 { 法人にあっては、主
 たる事務所の所在地 }

氏 名 { 法人にあっては、その
 名称及び代表者の氏名 }

⑩

長崎県知事
 政 令 市 長

殿

別記第 8 号様式（第 5 条関係）

毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 類	
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	
製 造 所（営 業 所、店 舗、事 業 場）の 所 在 地 及 び 名 称	
毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	
毒 物 劇 物 取 扱 責 任 者 の 資 格	
備 考	

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

平成 年 月 日

住 所 { 法人にあっては、主
たる事務所の所在地 }

氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

印

厚生労働大臣
長崎県知事
政令市長

殿

診 断 書

氏 名		性別	男	女
生年月日	大正 昭和	年	月	日
		年令		才
上記の者について、下記のとおり診断します。				
1. 視覚機能 目が見えない 該当しない 該当する 該当する場合において補助的（又は代替）手段があればその内容（できるだけ具体的に） _____				
2. 聴覚機能 耳が聞こえない 該当しない 該当する 該当する場合において補助的（又は代替）手段があればその内容（できるだけ具体的に） _____				
3. 音声・言語機能 口がきけない 該当しない 該当する 該当する場合において補助的（又は代替）手段があればその内容（できるだけ具体的に） _____				
4. 精神機能 精神機能の障害 明らかに該当なし（注1） 診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に） _____				
5. 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒 なし あり				
診断年月日	平成	年	月	日
詳細については別紙も可				
医 師	病院、診療所又は 介護老人保健 施設等の名称			
	所在地			
	氏 名	⑩		

（注1）毒物劇物取扱責任者の届出の場合は、「明らかに該当なし」の確認のみ。ただし、「明らかに該当なし」の欄に印がない場合には、診断名及び既に受けている治療の内容並びに現在の状況を必要に1応じて記載させること。

宣 誓 書

私 儀

毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた
ことがないことをここに宣誓いたします。

平成 年 月 日

長崎県知事

殿

住 所

氏 名

印

雇 用 証 明 書

平成 年 月 日

住 所 { 法人にあっては、主
たる事務所の所在地 }

氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

印

下記の者を毒物劇物取扱責任者として実地に管理させるため雇用していることを
証明します。

記

毒物劇物取扱責任者の住所

毒物劇物取扱責任者の氏名

勤務場所（店舗の名称）

勤 務 時 間

時 分 ~ 時 分

別記第 5 号様式 (第 4 条関係)

一 般 販 売 業
 毒物劇物 農業用品目販売業 登録更新申請書
 特定品目販売業

登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	
所 在 地 店 舗 の 及 び 名 称	
毒物劇物取扱責任者の 住 所 及 び 氏 名	
備 考	

一 般 販 売 業
 上記により、毒物劇物 農業用品目販売業 の登録の更新を申請します。
 特定品目販売業

平成 年 月 日

住 所 (法人にあっては、主
 たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては、その
 名称及び代表者の氏名)



長崎県知事
 政 令 市 長

殿

別記第11号様式の(1) (第11条関係)

変 更 届

業 務 の 種 類			
登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日			
製造業(営業所、店 舗、主たる研究所) の所在地及び名称			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

上記により、変更の届出をします。

平成 年 月 日

住 所 { 法人にあっては、主
たる事務所の所在地 }氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

印

厚生労働大臣
長崎県知事
政令市長

殿

別記第 9 号様式 (第 5 条関係)

毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別	
登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	
製造所 (営業所、店舗、 事業場) の所在地及び 名 称	
変更前の毒物劇物取扱 責任者の住所及び氏名	
変更後の毒物劇物取扱 責任者の住所及び氏名	
変更後の毒物劇物取扱 責 任 者 び 資 格	
変 更 年 月 日	
備 考	

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

平成 年 月 日

住 所 }
法人にあつては、主
たる事務所の所在地

氏 名 }
法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

印

厚生労働大臣
長崎県知事
政令市長

殿

別記第12号様式（第11条の2 関係）

登録票（許可証）書換え交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日			
製造業（営業所、店 舗、主たる研究所） の所在地及び名称			
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

製造業
輸 入 業
上記により、毒物劇物 一 般 販 売 業 登録票の書き換え交付を申請します。
農業用品目販売業
特定品目販売業
特 定 毒 物 研 究 者 許 可 証

平成 年 月 日

住 所 { 法人にあっては、主
たる事務所の所在地 }

氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

印

厚生労働大臣
長崎県知事
政令市長

殿

別記第13号様式（第11条の3 関係）

登録票（許可証）再交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日	
製造業（営業所、店 舗、主たる研究所） の所在地及び名称	
再交付申請の理由	
備 考	

製造業
 輸 入 業
 上記により、毒物劇物 一 般 販 売 業 登録票の再交付を申請します。
 農業用品目販売業
 特定品目販売業
 特 定 毒 物 研 究 者 許 可 証

平成 年 月 日

住 所 { 法人にあっては、主
たる事務所の所在地 }

氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

印

厚生労働大臣
長崎県知事
政令市長

殿

別記第11号様式の(2) (第11条関係)

廃 止 届

業 務 の 種 類	
登録（許可）番号及び 登録（許可）年月日	
製造所（営業所、店舗、 主たる研究所）の所在地 及 び 名 称	
廃 止 年 月 日	
廃止の日に現に所有する 毒物又は劇物の品名、 数量及び保管又は処理 の 方 法	
備 考	

上記により、廃止の届出をします。

平成 年 月 日

住 所 { 法人にあっては、主
たる事務所の所在地 }氏 名 { 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 }

印

厚生労働大臣
長崎県知事
政令市長

殿